

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成26年7月23日 提出

【計算期間】 第3期特定期間  
(自 平成25年10月24日 至 平成26年4月23日)

【ファンド名】 NZAM J - REITインデックスファンド(毎月分配型)

【発行者名】 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高谷 正伸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【事務連絡者氏名】 後藤田 晋

【連絡場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【電話番号】 03-5210-8500

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、東京証券取引所が発表する東証REIT指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信 / 国内 / 不動産投信 / インデックス型

属性区分：不動産投信 / 年12回（毎月） / 日本 / ファンド・オブ・ファンズ / その他（東証REIT指数（配当込み））

##### 商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ <<http://www.toushin.or.jp/>> をご覧ください。）

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
追加型投信	海外	不動産投信	特殊型
	内外	その他資産（ ）	
		資産複合	

**追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

**国内**：目録見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**不動産投信**：目録見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**インデックス型**：目録見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

##### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	日経225
		日本		
		北米		
債券	年4回	欧州	ファンド ・オブ・ ファンズ	TOPIX
		アジア		
		オセアニア		
		中南米		
		アフリカ		
不動産投信	日々	中近東 (中東)	その他 (東証REIT指数 (配当込み))	
その他資産（ ）				
資産複合（ ）				
資産配分固定型	その他	エマーゼン		
資産配分変更型				

**不動産投信**：目録見書又は投資信託約款において、主として不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。

**年12回(毎月)**：目録見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

**日本**：目録見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**ファンド・オブ・ファンズ**：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

**その他**

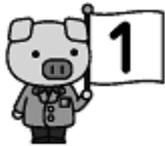
（東証REIT指数：目録見書又は投資信託約款において、東証REIT指数（配当込み）に連動する運用成果（配当込み）を目指す旨の記載があるものをいう。）

< 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

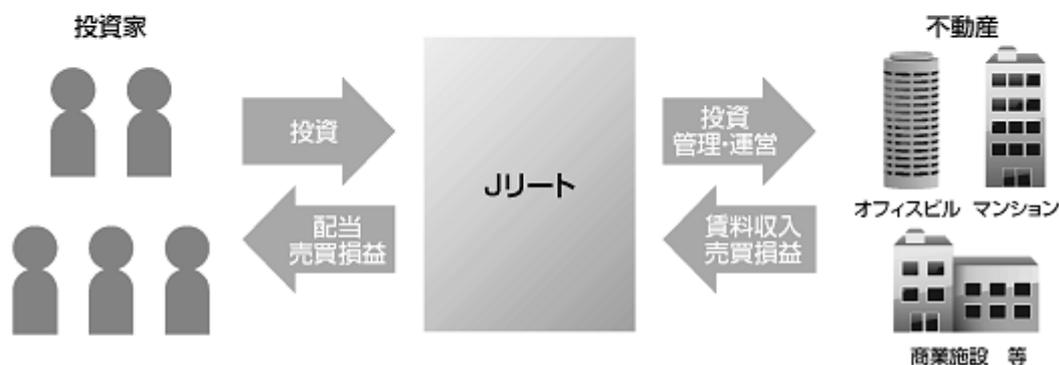
#### < ファンドの特色 >



**1 東京証券取引所に上場されている不動産投資信託証券（Jリート）を主要投資対象とし、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。**

- 運用にあたっては、東証REIT指数（配当込み）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）に分散投資を行い、Jリートの組入比率は原則として高位に保ちます。

### Jリート（J-REIT:Japanese Real Estate Investment Trustの略）

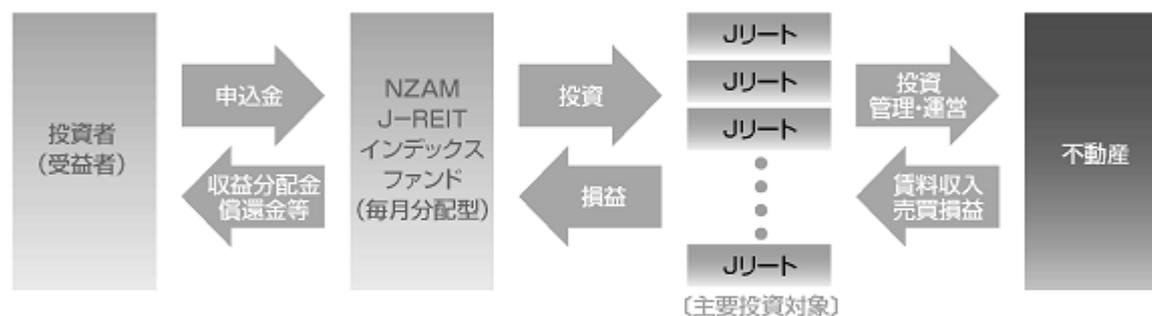


- ・ Jリートは日本の不動産投資信託証券のことです。多くの投資家から集めた資金で、オフィスビルや商業施設、マンションなどの複数の不動産を保有・売買し、そこから生じる賃料収入や売買損益を投資家に配当する金融商品です。
- ・ Jリートは配当可能利益の90%超を配当すること等によって法人税が免除される仕組みとなっており、通常、利益の大部分を投資家に配当します。（関係法令等により変更される場合があります。）
- ・ 一般的にJリートは、取引所に上場しているため、多くの投資家が売買することができます。

- 東証REIT指数先物取引等を利用することによって取引コストを軽減させつつ、東証REIT指数（配当込み）との連動性を高める運用を目指します。
- 当ファンドは、東証REIT指数（配当込み）との連動性を高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により東証REIT指数（配当込み）の動きと乖離が生じます。
  - ① 売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
  - ② 売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
  - ③ 東証REIT指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と東証REIT指数（配当込み）との乖離による影響
  - ④ 東証REIT指数（配当込み）との構成比率が異なることによる影響

## ファンドの仕組み

当ファンドは、単独でJリートへ直接投資を行います。



## 主な投資制限

Jリートへの投資割合には、制限を設けません。  
外貨建資産への投資は、行いません。

## 東証REIT指数

東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券の全銘柄を対象として算出した指数です。東京証券取引所が算出公表しています。算出方法は2003年3月31日の時価総額を1,000ポイントとして、その後の時価総額を指数化したものです。

～東証REIT指数の著作権について～

○東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など、東証REIT指数に関するすべての権利及び東証REIT指数の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。○(株)東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。○(株)東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。○本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。



## 2 原則として、配当等収益を中心に毎月安定した分配を継続的に 行うことを目指します。

- 投資するJリート<sup>1</sup>の配当収益・売却益(評価益を含みます。)等を分配原資とします。
- 決算時(毎月23日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
- 分配金は、委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 分配金受取りのイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(注)分配金の取扱いは、分配金受取(一般)コースと分配金再投資(累積投資)コースの2つの方法があります。「分配金再投資(累積投資)コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

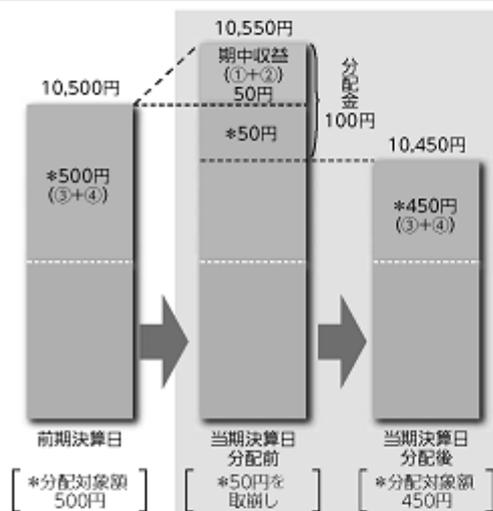
投資信託で分配金が支払われるイメージ



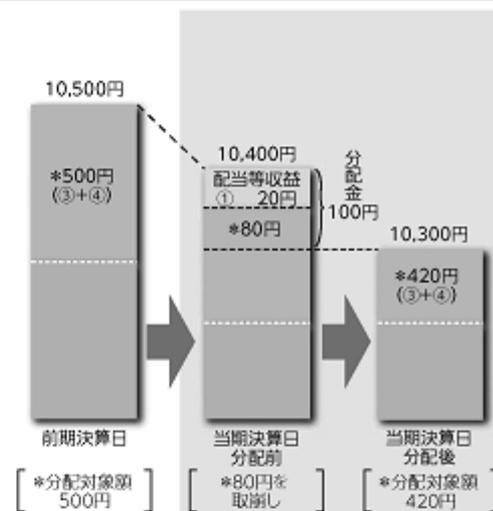
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

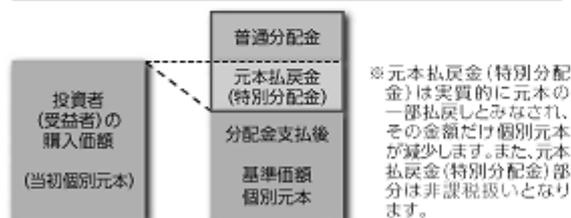


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

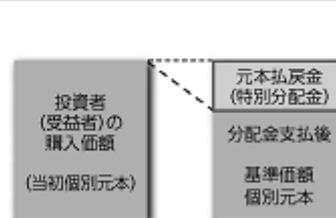
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の（特別分配金）額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

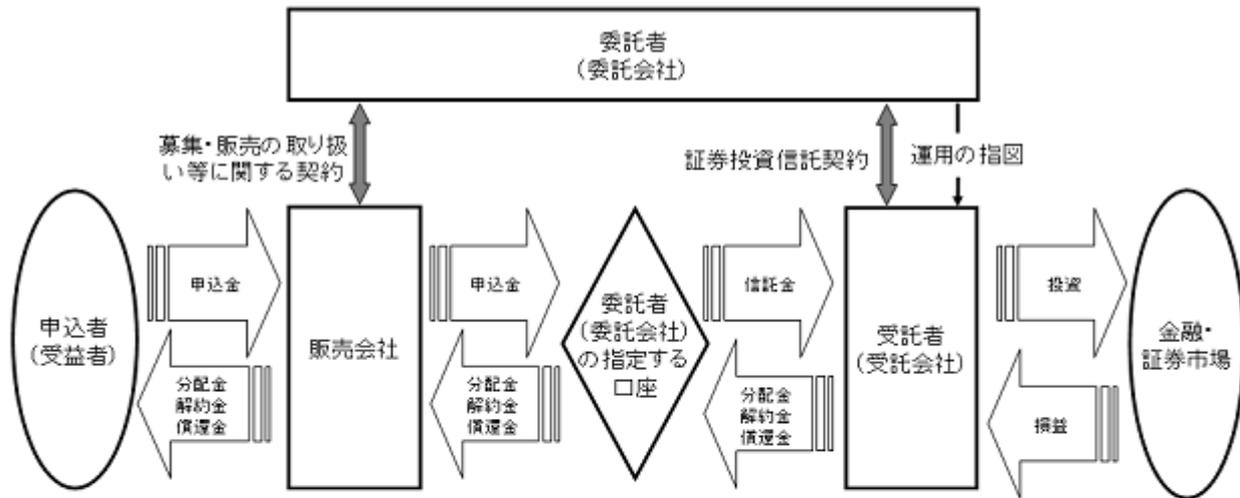
## (2) 【ファンドの沿革】

平成24年11月6日 有価証券届出書の提出

平成24年11月22日 募集開始日

平成24年11月26日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

## (3) 【ファンドの仕組み】



《委託者》農林中金全連アセットマネジメント株式会社(委託会社)

- ① 信託財産の運用指図
- ② 目録見書および運用報告書の作成
- ③ ファンドの募集 等

《販売会社》

- ① ファンドの募集の取扱い・販売および一部解約の実行の請求の受付
- ② 目録見書および運用報告書の交付
- ③ 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い 等

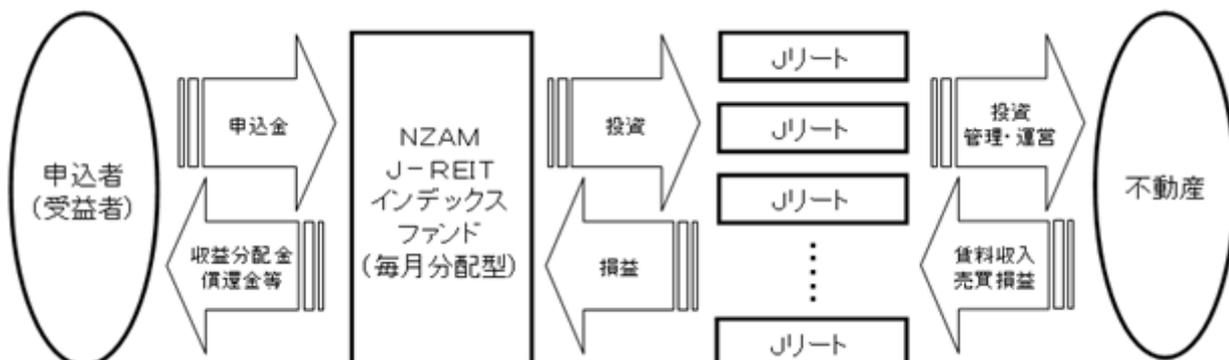
《受託者》農中信託銀行株式会社(受託会社) (再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

- ① 信託財産の保管・管理・計算
- ② 追加信託に係る振替機関への通知 等

## &lt;ファンド・オブ・ファンズ&gt;

当ファンドは、単独でJリートへ直接投資を行います。

Jリートは、不動産投資信託証券のため投資形態はファンド・オブ・ファンズとなります。



## 委託者（委託会社）の概況（平成26年4月30日現在）

資本金の額

34億2千万円

沿革

平成5年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

平成8年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

平成12年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

平成19年9月30日 金融商品取引業の登録

平成24年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田1丁目1番12号	15,000	28.09

(注) 農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫	50.91%
全国共済農業協同組合連合会	49.09%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、東京証券取引所が発表する東証REIT指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

## b. 運用方法

投資対象

わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下、総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

(イ) 主としてわが国の取引所に上場されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 不動産投資信託証券への投資にあたっては、東証REIT指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）に分散投資を行います。

(ハ) 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。

(ニ) 運用の効率化を図るため、東証REIT指数先物取引を利用する場合があります。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 国内において行われる有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)を行うことができます。

## (2) 【投資対象】

### a. 運用の指図範囲等(約款第16条)

委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第8号および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### b. 投資対象ファンドの内容

本書提出日現在、ファンドが純資産総額の10%を超えて投資する可能性があるかと判断している不動産投資信託証券の銘柄の内容は次の通りです。

なお、投資対象銘柄の合併等の異動、時価総額の変動、または今後のファンドにおける投資判断等によっては、次に掲げる銘柄が変更となる場合があります。

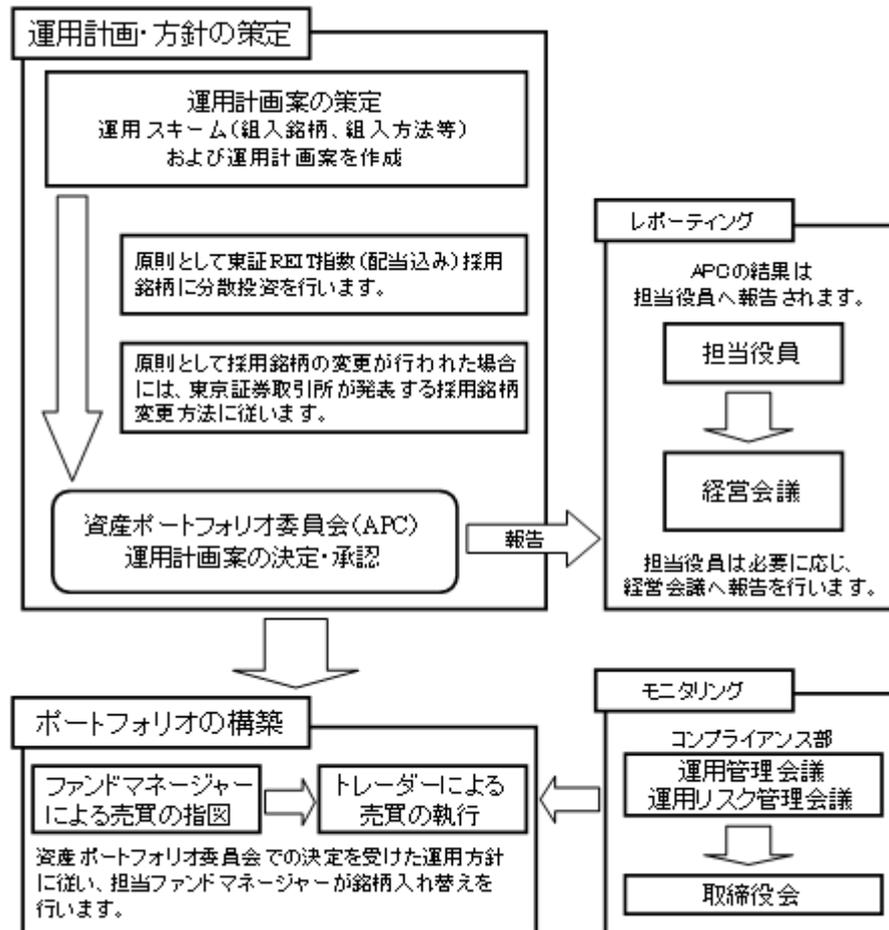
投資対象ファンドの名称	日本ビルファンド投資法人
運用の基本方針・ 主要な投資対象	<p>本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的及び基本的性格として設立された法人であり、本投資法人からその資産の運用を委託された資産運用会社(日本ビルファンドマネジメント株式会社)がこれを運用するものです。</p> <p>本投資法人の特色は、主として東京都心部、東京周辺都市部及び地方都市部に立地する主たる用途がオフィスである建物及びその敷地から構成される不動産並びにかかる不動産を裏付けとする有価証券及び信託の受益権その他の資産に投資することによって、中長期的な観点から、本投資法人に属する資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行うことです。本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻が認められないクローズド・エンド型です。</p> <p>なお、本投資法人は、資産の運用以外の行為を営業として行うことができません(投信法第63条第1項)。</p>
委託会社(資産運用会社)の名称	日本ビルファンドマネジメント株式会社

投資対象ファンドの名称	ジャパンリアルエステイト投資法人
運用の基本方針・ 主要な投資対象	<p>当投資法人は、投信法に基づき、当投資法人の資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とし、特に、主として「不動産等」及び「不動産対応証券」の特定資産に投資し、中長期の安定運用を目標とします。</p> <p>当投資法人の投資する不動産及び信託財産である不動産の用途は、主にオフィスビルとし、投資対象地域は、我が国の政令指定都市をはじめとする全国の主要都市とします。また、運用に当たっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模等によっては、その他の不動産等及び不動産対応証券への投資を行います。</p> <p>投信法第198条第1項及び「ジャパンリアルエステイト投資法人規約」第36条の規定により、当投資法人の資産の運用に係る業務は、資産運用会社(ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社)に全て委託してこれを行うこととされており、</p> <p>当投資法人の投資対象不動産等に係る資産運用に当たり、本資産運用会社は、内部成長の達成、すなわち当投資法人が既に保有している不動産等資産に係る利益率を最大化させることを目指すとともに、外部成長の達成、すなわち新たな投資対象不動産等をその時点で当投資法人の利益に最もかなうと判断される価格帯で取得することにより、収益力とその安定性の向上を目指します。</p>
委託会社(資産運用会社)の名称	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社

### （３）【運用体制】

#### １．運用体制

NZAM J-REITインデックスファンド（毎月分配型）は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



#### <資産ポートフォリオ委員会（APC）>

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

#### ２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	30名程度 (うち 投資判断に携わる者 25名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

#### ３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### （４）【分配方針】

#### a．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）

毎決算時（原則として毎月23日。ただし、同日が休業日に該当する場合は翌営業日となります。第1期の決算日は、平成25年3月25日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

### 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

### 分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

### 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## b. 収益の分配方式（約款第33条）

投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## c. 収益分配金の支払い等

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## （5）【投資制限】

- a. 不動産投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）  
不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- b. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）  
株式への投資は行いません。
- c. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）  
外貨建資産への投資は行いません。
- d. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第19条）  
委託者は、わが国の取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。

## e．有価証券の貸付の指図および範囲（約款第20条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

第1項第1号および第2号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

## f．有価証券売却等の指図（約款第24条）

委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

## g．再投資の指図（約款第25条）

委託者は、約款第24条（上記f．）の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## h．資金の借入れ（約款第26条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

## i．デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。

j. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとなっております。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、Jリートなど値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### 価格変動リスク

一般に、Jリートは不動産市況(価格、賃料、稼働率等)や金利の変動、関係法令・規制、国内外の景気、政治、経済、社会情勢、災害等の影響を受け、また、Jリートの収益や財務内容の変化を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れているJリートの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資するJリートやそのスポンサー企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、当該Jリートの価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

##### 乖離リスク

当ファンドは、東証REIT指数(配当込み)との連動性をより高めるよう運用を行います。主として次の要因により東証REIT指数(配当込み)の動きと乖離が生じます。

イ. 売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響

ロ. 売買執行価格と取引所終値との乖離による影響

ハ. 東証REIT指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と東証REIT指数(配当込み)との乖離による影響

ニ. 東証REIT指数(配当込み)との構成比率が異なることによる影響

##### 流動性リスク

時価総額が小さい場合や取引量が少ない等流動性が低い場合、有価証券等を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、基準価額の変動要因となります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### (2) その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

東証REIT指数(配当込み)が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、東証REIT指数(配当込み)が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、東証REIT指数(配当込み)が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に東証REIT指数(配当込み)が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

### (3) 投資リスクに対する管理体制

#### フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

担当ファンドマネージャーは毎月、リスク管理の実績を資産ポートフォリオ委員会に報告しています。

#### ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(コンプライアンス部)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

#### [運用管理会議]

原則として月1回開催し、ファンドの法令等(法令、協会ルール、信託約款等)や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

#### [運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.08%(税抜1.0%)となっております。

詳しくは、委託者(下記参照)または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244(営業日の午前9時から午後5時まで) <ホームページアドレス> <a href="http://www.ja-asset.co.jp/">http://www.ja-asset.co.jp/</a>
---

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

**（２）【換金（解約）手数料】**

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.10%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。（以下同じ。）

**（３）【信託報酬等】**

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.432%（税抜0.40%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.155%	0.20%	0.045%	0.40%

販売会社への配分は「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（3）ファンドの仕組み」に記載されている各業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとし、また、委託者による直接募集に係る部分は、販売会社配分相当額を委託者が収受します。

ファンドが投資対象とする「リート」は市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

**（４）【その他の手数料等】**

投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する租税および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00324%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

<個人、法人別の課税の取扱いについて>

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還により交付を受ける金銭等は、その全額を譲渡収入とみなして課税されます。

一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）は、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

損益通算について

公募株式投資信託や上場株式等の譲渡損失については譲渡益および公募株式投資信託の分配金や上場株式等の配当金等との損益通算が可能です。

利益 損失	株式配当金 株式投資信託分配金	株式投資信託 解約・償還益	株式譲渡益	株式投資信託譲渡益
株式投資信託 解約・償還損	○	○	○	○
株式投資信託 譲渡損	○	○	○	○
株式譲渡損	○	○	○	○

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日より開始された非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。

## &lt; 個別元本について &gt;

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照ください。）

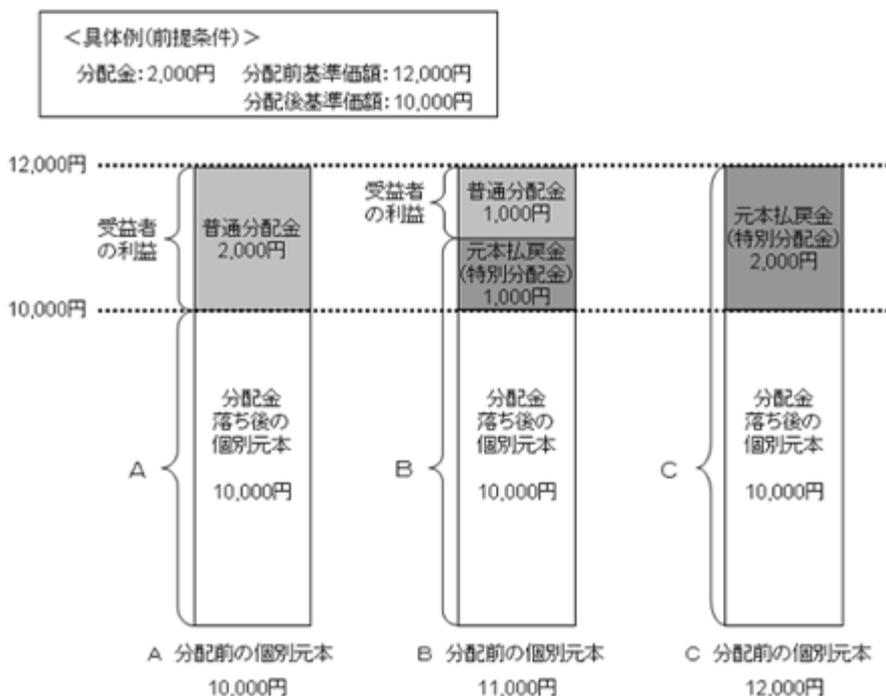
## &lt; 収益分配金の課税について &gt;

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## &lt; 収益分配時の個別元本のイメージ図 &gt;



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度(マル優制度)の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

平成26年4月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しています。したがって、表示の合計値が個別数値の合計と一致しない場合もあります。

## (1)【投資状況】

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	126,239,150	98.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,092,072	1.63
合計（純資産総額）		128,331,222	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

その他の資産として以下のとおり先物取引を利用しております。

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
REIT指数先物取引（買建）	日本	1,489,500	1.16

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

(注2) 市場デリバティブ・外国市場デリバティブ取引の評価方法につきましては、原則として当該日に知り得る直近の日の当該金融商品取引所または外国金融商品市場の発表する清算値段もしくは最終相場に基づいて評価しています。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a. 評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	23	576,000	13,248,000	566,000	13,018,000	10.14
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	20	544,000	10,880,000	541,000	10,820,000	8.43
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	37	203,100	7,514,700	205,400	7,599,800	5.92
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	38	154,200	5,859,600	154,000	5,852,000	4.56
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	25	214,900	5,372,500	216,200	5,405,000	4.21
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	21	226,200	4,750,200	231,300	4,857,300	3.78
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	13	343,500	4,465,500	359,500	4,673,500	3.64
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	8	527,000	4,216,000	530,000	4,240,000	3.30
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	32	127,392	4,076,564	130,000	4,160,000	3.24
日本	投資証券	G L P投資法人	34	100,100	3,403,400	100,900	3,430,600	2.67
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人	4	846,000	3,384,000	857,000	3,428,000	2.67
日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人	21	147,300	3,093,300	153,200	3,217,200	2.51
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	6	536,000	3,216,000	523,000	3,138,000	2.45
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	22	135,200	2,974,400	136,400	3,000,800	2.34
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	13	233,400	3,034,200	230,400	2,995,200	2.33
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	27	105,800	2,856,600	106,800	2,883,600	2.25
日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人	6	451,500	2,709,000	442,000	2,652,000	2.07
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	19	135,100	2,566,900	135,600	2,576,400	2.01
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	3	848,000	2,544,000	856,000	2,568,000	2.00
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	5	523,000	2,615,000	510,000	2,550,000	1.99
日本	投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	6	419,500	2,517,000	423,500	2,541,000	1.98
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	7	352,500	2,467,500	360,000	2,520,000	1.96
日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	16	129,400	2,070,400	130,600	2,089,600	1.63
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	5	434,000	2,170,000	415,500	2,077,500	1.62
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	42	47,000	1,974,000	47,050	1,976,100	1.54
日本	投資証券	イオンリート投資法人	15	130,000	1,950,000	129,900	1,948,500	1.52
日本	投資証券	福岡リート投資法人	11	161,600	1,777,600	164,400	1,808,400	1.41
日本	投資証券	野村不動産レジデンシャル投資法人	3	555,000	1,665,000	565,000	1,695,000	1.32
日本	投資証券	プレミアム投資法人	4	403,000	1,612,000	394,500	1,578,000	1.23
日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人	24	63,400	1,521,600	63,200	1,516,800	1.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b. 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率（％）
投資証券	98.37
合計	98.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

国/ 地域	資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	REIT指数先物取引	大阪取引所	東証REIT指数先物 2014年6月	買建	1	1,485,000	1,489,500	1.16

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（注2）市場デリバティブ・外国市場デリバティブ取引の評価方法につきましては、原則として当該日に知り得る直近の日の当該金融商品取引所または外国金融商品市場の発表する清算値段もしくは最終相場に基づいて評価しています。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期間		純資産総額 (分配落ち) (円)	純資産総額 (分配付き) (円)	基準価額 (分配落ち) (円)	基準価額 (分配付き) (円)
第1 特定期間	第1期計算期間末 (平成25年3月25日)	62,420,386	62,560,438	15,599	15,634
	第2期計算期間末 (平成25年4月23日)	76,206,537	76,380,185	15,360	15,395
第2 特定期間	第3期計算期間末 (平成25年5月23日)	70,758,979	70,944,122	13,376	13,411
	第4期計算期間末 (平成25年6月24日)	68,356,736	68,549,765	12,394	12,429
	第5期計算期間末 (平成25年7月23日)	73,261,003	73,454,160	13,275	13,310
	第6期計算期間末 (平成25年8月23日)	69,632,558	69,826,648	12,557	12,592
	第7期計算期間末 (平成25年9月24日)	78,064,930	78,262,093	13,858	13,893
	第8期計算期間末 (平成25年10月23日)	80,277,403	80,476,233	14,131	14,166
第3 特定期間	第9期計算期間末 (平成25年11月25日)	80,167,429	80,371,230	13,768	13,803
	第10期計算期間末 (平成25年12月24日)	81,421,277	81,628,816	13,731	13,766
	第11期計算期間末 (平成26年1月23日)	107,207,673	107,468,079	14,409	14,444
	第12期計算期間末 (平成26年2月24日)	118,147,590	118,437,473	14,265	14,300
	第13期計算期間末 (平成26年3月24日)	118,686,677	118,985,535	13,900	13,935
	第14期計算期間末 (平成26年4月23日)	127,623,813	127,935,587	14,327	14,362
平成25年4月末日		75,809,401	-	15,279	-
5月末日		71,280,356	-	13,072	-
6月末日		73,860,632	-	13,389	-
7月末日		69,542,798	-	12,593	-
8月末日		69,771,026	-	12,479	-
9月末日		81,676,102	-	14,484	-
10月末日		80,855,477	-	14,133	-
11月末日		82,475,272	-	14,066	-
12月末日		86,688,411	-	14,568	-
平成26年1月末日		115,587,670	-	14,388	-
2月末日		120,380,804	-	14,478	-
3月末日		123,091,382	-	14,102	-
4月末日		128,331,222	-	14,386	-

## 【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当りの分配金（税込み）
第1特定期間	第1期計算期間末（平成25年3月25日）	35円
	第2期計算期間末（平成25年4月23日）	35円
第2特定期間	第3期計算期間末（平成25年5月23日）	35円
	第4期計算期間末（平成25年6月24日）	35円
	第5期計算期間末（平成25年7月23日）	35円
	第6期計算期間末（平成25年8月23日）	35円
	第7期計算期間末（平成25年9月24日）	35円
	第8期計算期間末（平成25年10月23日）	35円
第3特定期間	第9期計算期間末（平成25年11月25日）	35円
	第10期計算期間末（平成25年12月24日）	35円
	第11期計算期間末（平成26年1月23日）	35円
	第12期計算期間末（平成26年2月24日）	35円
	第13期計算期間末（平成26年3月24日）	35円
	第14期計算期間末（平成26年4月23日）	35円

## 【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第1特定期間	第1期計算期間末（平成25年3月25日）	56.3%
	第2期計算期間末（平成25年4月23日）	1.3%
第2特定期間	第3期計算期間末（平成25年5月23日）	12.7%
	第4期計算期間末（平成25年6月24日）	7.1%
	第5期計算期間末（平成25年7月23日）	7.4%
	第6期計算期間末（平成25年8月23日）	5.1%
	第7期計算期間末（平成25年9月24日）	10.6%
	第8期計算期間末（平成25年10月23日）	2.2%
第3特定期間	第9期計算期間末（平成25年11月25日）	2.3%
	第10期計算期間末（平成25年12月24日）	0.0%
	第11期計算期間末（平成26年1月23日）	5.2%
	第12期計算期間末（平成26年2月24日）	0.8%
	第13期計算期間末（平成26年3月24日）	2.3%
	第14期計算期間末（平成26年4月23日）	3.3%

（注）収益率 = （各計算期間末の分配付き基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末（以下「前計算期間末」といいます。）の分配落ち基準価額） / 前計算期間末の分配落ち基準価額 × 100で算出しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間	第1期計算期間 自 平成24年11月26日 至 平成25年3月25日	40,014,898	-
	第2期計算期間 自 平成25年3月26日 至 平成25年4月23日	9,598,898	-
第2特定期間	第3期計算期間 自 平成25年4月24日 至 平成25年5月23日	3,284,326	-
	第4期計算期間 自 平成25年5月24日 至 平成25年6月24日	2,253,226	-
	第5期計算期間 自 平成25年6月25日 至 平成25年7月23日	36,385	-
	第6期計算期間 自 平成25年7月24日 至 平成25年8月23日	266,612	-
	第7期計算期間 自 平成25年8月24日 至 平成25年9月24日	878,156	-
	第8期計算期間 自 平成25年9月25日 至 平成25年10月23日	476,212	-
第3特定期間	第9期計算期間 自 平成25年10月24日 至 平成25年11月25日	2,243,180	822,868
	第10期計算期間 自 平成25年11月26日 至 平成25年12月24日	1,075,184	7,113
	第11期計算期間 自 平成25年12月25日 至 平成26年1月23日	15,112,401	7,739
	第12期計算期間 自 平成26年1月24日 至 平成26年2月24日	8,421,998	-
	第13期計算期間 自 平成26年2月25日 至 平成26年3月24日	2,564,469	-
	第14期計算期間 自 平成26年3月25日 至 平成26年4月23日	3,908,103	217,890

(注1) 第1期計算期間の設定数量には、当初設定時のものを含まず。

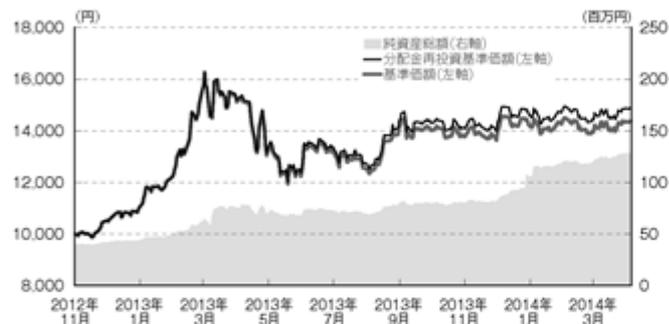
(注2) 本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

## &lt; 参考情報 &gt;

交付目論見書の運用実績（平成26年4月末現在）

2014年4月末現在

## 基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

## 分配の推移

決算期 / 年月日	分配金
10期 2013年12月24日	35円
11期 2014年1月23日	35円
12期 2014年2月24日	35円
13期 2014年3月24日	35円
14期 2014年4月23日	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	490円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

## 主要な資産の状況

(資産の組入比率)

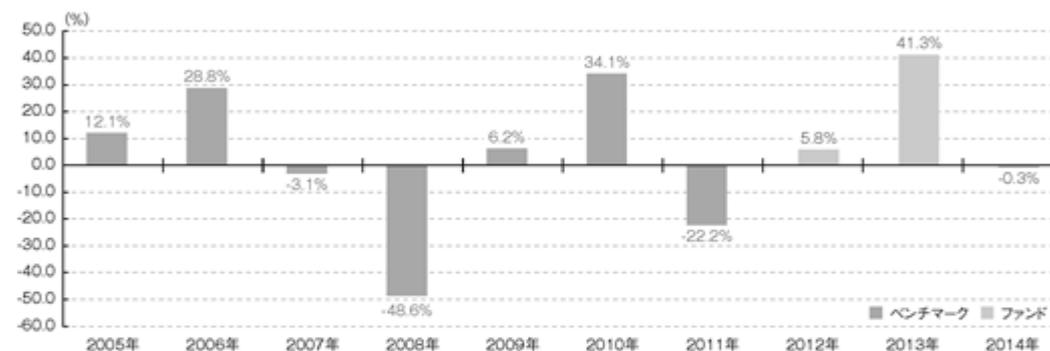
資産の種類	組入比率(%)
投資証券	98.4
現金・預金・その他資産	1.6
合計	100.0

(組入上位10銘柄)

	銘柄名	組入比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	10.1
2	ジャパニリアルエステイト投資法人	8.4
3	日本リテールファンド投資法人	5.9
4	ユナイテッド・アーバン投資法人	4.6
5	日本プロロジスリート投資法人	4.2
6	アドバンス・レジデンス投資法人	3.8
7	日本プライムリアルティ投資法人	3.6
8	フロンティア不動産投資法人	3.3
9	オリックス不動産投資法人	3.2
10	GLP投資法人	2.7

・組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移



ベンチマークは東証REIT指数(配当込み)です。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2011年以前は、ベンチマークの収益率を表示。

・2012年は設定日(11月26日)から年末までの騰落率、2014年は1月から4月までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### （2）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込については、原則として午後3時までに取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「NZAM J - REITインデックスファンド（毎月分配型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

#### （4）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.08%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

## （5）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### （1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約の実行の請求として受け付けるものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、下記（2）に準じて算出した価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## （２）解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.10%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.10\%)$$

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

## （３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。  
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

#### a．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

#### b．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
不動産投資信託証券	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
市場デリバティブ・外国市場デリバティブ取引	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、原則として当該日に知り得る直近の日の当該金融商品取引所または外国金融商品市場の発表する清算値段もしくは最終相場に基づいて評価しております。

#### c．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。(ファンド名の表示は「N・Jリート」です。)

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル> 0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで)  
<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

## (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間(約款第4条)

この信託の期間は、信託契約締結日から平成34年11月24日までとします。

## (4) 【計算期間】

信託の計算期間(約款第29条)

a. この信託の計算期間は、毎月24日から翌月23日までとすることを原則とします。

ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成25年3月25日までとします。

b. 上記a.にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託契約の一部解約(約款第38条第7項から第11項)

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

上記から上記までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ロ) 信託契約の解約(約款第40条)

委託者は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

上記から上記までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(八) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第41条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第42条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第45条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第44条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第41条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第45条の規定にしたがいます。

## （ロ）信託約款の変更等（約款第45条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

委託者は、上記の事項（上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記から上記までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記から上記までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

## c. その他の契約の変更

### <募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

## d. 運用報告書等

### <運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条の規定に基づき6ヵ月毎（毎年4月、10月）および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

### <有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

### <臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e . 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第43条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f . 公告（約款第49条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g . 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第50条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h . 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。

収益分配金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記 の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は上記 の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権に係る収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に係る収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

上記 および に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

**（ロ）償還金に対する請求権**

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**（ハ）買戻し（一部解約）請求権**

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

**（二）反対者の買取請求権（約款第46条）**

約款第38条および約款第40条に規定する信託契約の解約または約款第45条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、約款第38条第8項、約款第40条第2項または約款第45条第2項に規定する書面に付記します。

**（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）**

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については約款第35条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については約款第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第34条））

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月（特定期間）毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成25年10月24日から平成26年4月23日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## NZAM J-REITインデックスファンド（毎月分配型）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成25年10月23日現在)	当期 (平成26年 4月23日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,275,046	1,458,536
投資証券	78,653,800	125,799,100
派生商品評価勘定	93,079	16,279
未収配当金	484,172	841,975
未収利息	1	1
差入委託証拠金	84,000	73,000
流動資産合計	80,590,098	128,188,891
資産合計	80,590,098	128,188,891
<b>負債の部</b>		
流動負債		
前受金	87,100	18,300
未払金	-	191,002
未払収益分配金	198,830	311,774
未払受託者報酬	2,990	4,918
未払委託者報酬	23,590	38,766
その他未払費用	185	318
流動負債合計	312,695	565,078
負債合計	312,695	565,078
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	56,808,713	89,078,438
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	23,468,690	38,545,375
（分配準備積立金）	22,422,801	22,170,003
元本等合計	80,277,403	127,623,813
純資産合計	80,277,403	127,623,813
負債純資産合計	80,590,098	128,188,891

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自平成25年 4月24日 至平成25年10月23日	当期 自平成25年10月24日 至平成26年 4月23日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	1,304,229	1,848,446
受取利息	269	560
有価証券売買等損益	5,721,146	1,095,379
派生商品取引等損益	122,468	115,128
営業収益合計	4,539,116	3,059,513
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	17,428	23,909
委託者報酬	137,433	188,533
その他費用	1,099	1,532
営業費用合計	155,960	213,974
営業利益	4,695,076	2,845,539
経常利益	4,695,076	2,845,539
当期純利益	4,695,076	2,845,539
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	9,442
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	26,592,741	23,468,690
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,732,437	14,242,017
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,732,437	14,242,017
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	429,168
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	429,168
分配金	1,161,412	1,572,261
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	23,468,690	38,545,375

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成25年10月23日現在)	当期 (平成26年4月23日現在)
1. 特定期間末日における受益権の総数	56,808,713口	89,078,438口
2. 特定期間の末日における一単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4131円 (14,131円)	1.4327円 (14,327円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">前期 （自 平成25年4月24日 至 平成25年10月23日）</p>	<p style="text-align: center;">当期 （自 平成25年10月24日 至 平成26年4月23日）</p>
<p>分配金の計算過程</p> <p>（自平成25年4月24日至平成25年5月23日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（101,565円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,255,672円）及び分配準備積立金（22,362,899円）より、分配対象収益は29,720,136円（一万口当たり5,618.37円）であり、うち185,143円（一万口当たり35円）を分配いたしました。</p> <p>（自平成25年5月24日至平成25年6月24日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（172,557円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,515,818円）及び分配準備積立金（22,279,321円）より、分配対象収益は30,967,696円（一万口当たり5,615.04円）であり、うち193,029円（一万口当たり35円）を分配いたしました。</p> <p>（自平成25年6月25日至平成25年7月23日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（309,929円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,536,242円）及び分配準備積立金（22,258,849円）より、分配対象収益は31,105,020円（一万口当たり5,636.22円）であり、うち193,157円（一万口当たり35円）を分配いたしました。</p> <p>（自平成25年7月24日至平成25年8月23日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（155,719円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,686,311円）及び分配準備積立金（22,375,621円）より、分配対象収益は31,217,651円（一万口当たり5,629.43円）であり、うち194,090円（一万口当たり35円）を分配いたしました。</p> <p>（自平成25年8月24日至平成25年9月24日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（278,078円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（9,181,764円）及び分配準備積立金（22,337,250円）より、分配対象収益は31,797,092円（一万口当たり5,644.54円）であり、うち197,163円（一万口当たり35円）を分配いたしました。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>（自平成25年10月24日至平成25年11月25日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（98,322円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（10,574,109円）及び分配準備積立金（22,101,435円）より、分配対象収益は32,773,866円（一万口当たり5,628.44円）であり、うち203,801円（一万口当たり35円）を分配いたしました。</p> <p>（自平成25年11月26日至平成25年12月24日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（214,616円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（11,178,102円）及び分配準備積立金（21,993,307円）より、分配対象収益は33,386,025円（一万口当たり5,630.30円）であり、うち207,539円（一万口当たり35円）を分配いたしました。</p> <p>（自平成25年12月25日至平成26年1月23日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（376,613円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（19,722,349円）及び分配準備積立金（21,997,523円）より、分配対象収益は42,096,485円（一万口当たり5,658.00円）であり、うち260,406円（一万口当たり35円）を分配いたしました。</p> <p>（自平成26年1月24日至平成26年2月24日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（200,293円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（24,466,465円）及び分配準備積立金（22,113,730円）より、分配対象収益は46,780,488円（一万口当たり5,648.20円）であり、うち289,883円（一万口当たり35円）を分配いたしました。</p> <p>（自平成26年2月25日至平成26年3月24日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（495,049円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（25,919,597円）及び分配準備積立金（22,024,140円）より、分配対象収益は48,438,786円（一万口当たり5,672.77円）であり、うち298,858円（一万口当たり35円）を分配いたしました。</p>

(自平成25年9月25日至平成25年10月23日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(203,466円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,450,438円)及び分配準備積立金(22,418,165円)より、分配対象収益は32,072,069円(一万口当たり5,645.62円)であり、うち198,830円(一万口当たり35円)を分配いたしました。

(自平成26年3月25日至平成26年4月23日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(316,655円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(28,067,010円)及び分配準備積立金(22,165,122円)より、分配対象収益は50,548,787円(一万口当たり5,674.64円)であり、うち311,774円(一万口当たり35円)を分配いたしました。

## （金融商品に関する注記）

## 1.金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">前期 （自 平成25年4月24日 至 平成25年10月23日）</p>	<p style="text-align: center;">当期 （自 平成25年10月24日 至 平成26年4月23日）</p>
<p>（1）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>（2）金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、運用の効率化を図ることを目的に利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、価格変動リスク、流動性リスク等に晒されています。</p> <p>（3）金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、トラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行わないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。</p>	<p>（1）金融商品に対する取組方針 同 左</p> <p>（2）金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左</p> <p>（3）金融商品に係るリスク管理体制 同 左</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前期 (平成25年10月23日現在)	当期 (平成26年4月23日現在)
<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2)時価の算定方法 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(3)注記表(その他の注記)3.デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1)貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左</p> <p>(2)時価の算定方法 投資証券 同 左  先物取引 同 左  コール・ローン等の金銭債権 同 左</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同 左</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成25年4月24日 至 平成25年10月23日)	当期 (自 平成25年10月24日 至 平成26年4月23日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

前期 (自 平成25年4月24日 至 平成25年10月23日)	当期 (自 平成25年10月24日 至 平成26年4月23日)
期首元本額 49,613,796円	期首元本額 56,808,713円
期中追加設定元本額 7,194,917円	期中追加設定元本額 33,325,335円
期中一部解約元本額 - 円	期中一部解約元本額 1,055,610円

## 2. 売買目的有価証券

種類	前期 (平成25年10月23日現在)	当期 (平成26年4月23日現在)
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	1,521,646	3,738,847
合計	1,521,646	3,738,847

## 3. デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(投資証券関連)

区分	種類	前期(平成25年10月23日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	東証REIT指数先物取引 買建	1,376,900		1,470,000	93,100
	合計	1,376,900		1,470,000	93,100

区分	種類	当期(平成26年4月23日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	東証REIT指数先物取引 買建	1,468,700		1,485,000	16,300
	合計	1,468,700		1,485,000	16,300

## (注) 時価の算定方法

1. 東証REIT指数先物取引の時価評価については、原則として特定期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 東証REIT指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。  
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

別紙参照。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(3)注記表（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に開示しておりますので、記載を省略しております。

## 有価証券明細表（株式以外の有価証券）

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額(円)	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	7	2,467,500	
	M I D リート投資法人	3	691,200	
	森ヒルズリート投資法人	22	2,974,400	
	野村不動産レジデンシャル投資法人	3	1,665,000	
	産業ファンド投資法人	3	2,544,000	
	大和ハウスリート投資法人	5	2,170,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	21	4,750,200	
	ケネディクス・レジデンシャル投資法人	4	898,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	4	3,384,000	
	G L P 投資法人	34	3,403,400	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2	1,438,000	
	日本プロロジスリート投資法人	25	5,372,500	
	野村不動産マスターファンド投資法人	27	2,856,600	
	星野リゾート・リート投資法人	1	813,000	
	S I A 不動産投資法人	1	378,000	
	イオンリート投資法人	15	1,950,000	
	ヒューリックリート投資法人	10	1,415,000	
	日本ビルファンド投資法人	23	13,248,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	20	10,880,000	
	日本リテールファンド投資法人	37	7,514,700	
	オリックス不動産投資法人	31	3,949,400	
	日本プライムリアルティ投資法人	13	4,465,500	
	プレミアム投資法人	4	1,612,000	
	東急リアル・エステート投資法人	16	2,070,400	
	グローバル・ワン不動産投資法人	3	939,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	6	2,709,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	38	5,859,600	
	森トラスト総合リート投資法人	21	3,093,300	
	インヴィンシブル投資法人	25	450,000	
	フロンティア不動産投資法人	8	4,216,000	
	平和不動産リート投資法人	14	1,156,400	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	13	3,034,200	
	福岡リート投資法人	11	1,777,600	
	ケネディクス・オフィス投資法人	5	2,615,000	
	積水ハウス・S I 投資法人	15	1,440,000	
	いちご不動産投資法人	16	1,009,600	
	大和証券オフィス投資法人	6	3,216,000	
	阪急リート投資法人	2	1,078,000	
	スターツプロシード投資法人	2	348,600	
	トップリート投資法人	3	1,366,500	
大和ハウス・レジデンシャル投資法人	6	2,517,000		
ジャパン・ホテル・リート投資法人	42	1,974,000		
日本賃貸住宅投資法人	24	1,521,600		
ジャパンエクセレント投資法人	19	2,566,900		
合計		610	125,799,100	

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成26年4月30日現在)

資産総額	129,810,618 円
負債総額	1,479,396 円
純資産総額 ( - )	128,331,222 円
発行済数量	89,202,749 口
1万口当り純資産額 ( / ×10,000 )	14,386 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### （5）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### （7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成26年4月30日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・平成24年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

###### 1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

###### 2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

###### 3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

###### 4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

###### 5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

###### 6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

###### 1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

## 2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

## 3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成26年4月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	104本	1,884,462百万円
公社債投資信託	2本	108,377百万円
合計	106本	1,992,839百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	4,857,868		3,585,705	
分別金信託		10,000		10,000	
1年内償還予定のその他の関係会 社有価証券		750,000		1,000,000	
前払費用		73,545		83,049	
未収委託者報酬		425,911		604,176	
未収運用受託報酬		208,432		192,526	
未収投資助言報酬		74,270		103,074	
未収収益		9,059		7,780	
繰延税金資産		73,927		79,274	
その他		870		3,575	
流動資産計		6,483,885		5,669,161	
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	120,705		110,174	
器具備品	2	30,777		25,394	
無形固定資産					
電話加入権等		7,104		7,066	
投資その他の資産					
投資有価証券		611,734		694,440	
その他の関係会社有価証券		7,000,000		7,000,000	
長期差入保証金		83,764		82,164	
長期前払費用		1,036		1,702	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		44,242		36,179	
その他		25,715		25,715	
固定資産計		7,931,780		7,989,538	
資産合計		14,415,666		13,658,700	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			2,973,900		1,307,972
未払金			181,102		264,716
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		173,122		257,468	
その他未払金		4,832		4,101	
未払費用			71,347		81,053
未払法人税等			205,433		344,876
未払消費税等			30,144		45,191
賞与引当金			123,641		126,797
流動負債計			3,585,569		2,170,607
固定負債					
退職給付引当金			123,920		122,305
役員退任慰労引当金			40,700		37,600
固定負債計			164,620		159,905
負債合計			3,750,189		2,330,512
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		5,634,748		6,284,575	
別途積立金		5,305,000		5,505,000	
繰越利益剰余金		329,748		779,575	
利益剰余金計			5,708,788		6,358,615
株主資本計			10,628,788		11,278,615
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			36,688		49,572
評価・換算差額等計			36,688		49,572
純資産合計			10,665,476		11,328,188
負債純資産合計			14,415,666		13,658,700

## (2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			2,276,792		3,357,672
運用受託報酬			863,879		1,017,193
投資助言報酬			132,965		188,093
営業収益計			3,273,636		4,562,958
営業費用					
支払手数料			361,966		553,412
広告宣伝費			350		13,498
調査費			601,037		973,290
調査費		318,604		389,080	
委託調査費		280,426		582,044	
図書費		2,006		2,165	
委託計算費			122,246		132,977
営業雑経費			59,451		56,236
通信費		20,701		20,579	
印刷費		25,623		23,710	
協会費		6,484		7,947	
諸会費		1,216		1,482	
その他営業雑経費		5,425		2,516	
営業費用計			1,145,051		1,729,414
一般管理費					
給料			1,040,156		1,080,977
役員報酬		84,042		85,618	
給料・手当		688,933		727,876	
賞与		128,239		126,384	
賞与引当金繰入額		123,641		126,797	
役員退任慰労引当金繰入額		15,300		14,300	
福利厚生費			137,983		144,015
交際費			10,538		9,142
旅費交通費			20,124		22,475
租税公課			36,606		29,721
不動産賃借料			161,753		161,753
賃借料			178		11
退職給付費用			19,226		19,558
固定資産減価償却費			30,190		22,368
業務委託費			197,727		237,897
諸経費			92,721		84,000
一般管理費計			1,747,208		1,811,921
営業利益			381,376		1,021,623

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			4,512		34,001
有価証券利息	1		40,145		43,192
受取利息			473		371
投資有価証券売却益			17,762		-
還付加算金			5		-
その他			1,154		51
営業外収益計			64,053		77,617
営業外費用					
支払利息	1		6,083		9,143
投資有価証券売却損			13,038		-
投資有価証券償還損			3,526		639
その他			0		0
営業外費用計			22,648		9,783
經常利益			422,781		1,089,457
特別損失					
固定資産除却損	2		194		173
会員権評価損			5,974		-
特別損失計			6,169		173
税引前当期純利益			416,612		1,089,284
法人税、住民税及び事業税			192,531		422,230
法人税等調整額			16,670		3,473
法人税等合計			175,860		418,756
当期純利益			240,752		670,527

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,920,000			74,040	5,305,000	88,996	5,468,036	7,388,036
当期変動額								
新株の発行	1,500,000	1,500,000	1,500,000					3,000,000
当期純利益						240,752	240,752	240,752
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	1,500,000	1,500,000	1,500,000			240,752	240,752	3,240,752
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	5,305,000	329,748	5,708,788	10,628,788

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	54,195	54,195	7,333,841
当期変動額			
新株の発行			3,000,000
当期純利益			240,752
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	90,883	90,883	90,883
当期変動額合計	90,883	90,883	3,331,635
当期末残高	36,688	36,688	10,665,476

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	5,305,000	329,748	5,708,788	10,628,788
当期変動額								
剰余金の配当						20,700	20,700	20,700
別途積立金の積立					200,000	200,000		
当期純利益						670,527	670,527	670,527
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					200,000	449,827	649,827	649,827
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	5,505,000	779,575	6,358,615	11,278,615

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	36,688	36,688	10,665,476
当期変動額			
剰余金の配当			20,700
別途積立金の積立			
当期純利益			670,527
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,884	12,884	12,884
当期変動額合計	12,884	12,884	662,711
当期末残高	49,572	49,572	11,328,188

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

### 3．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含めていた「投資助言報酬」は、事業運営の実態をより適切に表示するため、当事業年度より独立掲記することとしました。これに伴い「流動資産」の「未収運用受託報酬」に含めていた「未収投資助言報酬」についても、当事業年度より独立掲記することとしました。これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「運用受託報酬」に表示していた996,844千円は「運用受託報酬」863,879千円、「投資助言報酬」132,965千円として組み替えております。また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収運用受託報酬」に表示していた282,702千円は、「未収運用受託報酬」208,432千円、「未収投資助言報酬」74,270千円として組み替えております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは次のとおりであります。</p> <p>預金 4,845,581千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは次のとおりであります。</p> <p>預金 3,572,752千円</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 31,792千円</p> <p>器具備品 96,035千円</p> <hr/> <p>合計 127,827千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 43,503千円</p> <p>器具備品 91,779千円</p> <hr/> <p>合計 135,283千円</p>

## （損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 40,145千円</p> <p>支払利息 6,083千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 43,192千円</p> <p>支払利息 9,143千円</p>
<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであ ります。</p> <p>器具備品 194千円</p> <hr/> <p>合計 194千円</p>	<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであ ります。</p> <p>器具備品 173千円</p> <hr/> <p>合計 173千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）（注）		15,000		15,000
合 計（株）	38,400	15,000		53,400

（注）A種種類株式の発行済株式総数の増加15,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	19,200	利益剰余金	500	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	A種種類株式	1,500	利益剰余金	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）	15,000			15,000
合 計（株）	53,400			53,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	19,200	500	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	A種種類株式	1,500	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	336,000	利益剰余金	8,750	平成26年3月31日	平成26年6月27日
	A種種類株式	18,000	利益剰余金	1,200	平成26年3月31日	平成26年6月27日

## (リース取引関係)

前事業年度 平成25年3月31日	当事業年度 平成26年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （金融商品関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、その他の関係会社有価証券は金融債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

## （3）金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及びその他の関係会社有価証券については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,857,868	4,857,868	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	611,734	611,734	-
(3)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	7,750,000	7,806,275	56,275
合計	13,219,602	13,275,877	56,275

(\*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

## （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

## (3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## （注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	4,857,575	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	-	185,278	80,160	-
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	750,000	7,000,000	-	-
合計	5,607,575	7,185,278	80,160	-

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、その他の関係会社有価証券は金融債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及びその他の関係会社有価証券については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,585,705	3,585,705	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	694,440	694,440	-
(3)その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	8,000,000	8,034,500	34,500
合計	12,280,145	12,314,645	34,500

（\*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

#### (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

#### (3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	3,585,384	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満 期のあるもの	-	251,345	75,206	3,011
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	7,000,000	-	-
合計	4,585,384	7,251,345	75,206	3,011

## （有価証券関係）

前事業年度（平成25年3月31日）

## 1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	7,750,000	7,806,275	56,275
	小計	7,750,000	7,806,275	56,275
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		7,750,000	7,806,275	56,275

## 2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	424,556	358,032	66,523
	小計	424,556	358,032	66,523
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	187,177	195,703	8,525
	小計	187,177	195,703	8,525
合計		611,734	553,735	57,998

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## 3．売却したその他有価証券

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	190,240	17,762	13,038
合計	190,240	17,762	13,038

当事業年度（平成26年3月31日）

## 1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	7,250,000	7,284,975	34,975
	小計	7,250,000	7,284,975	34,975
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	750,000	749,525	475
	小計	750,000	749,525	475
合計		8,000,000	8,034,500	34,500

## 2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	522,542	433,235	89,307
	小計	522,542	433,235	89,307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	171,897	184,132	12,234
	小計	171,897	184,132	12,234
合計		694,440	617,368	77,072

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## 3．売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成25年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成26年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

## 2．退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

(1) 退職給付債務	123,920
(2) 年金資産	
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)	123,920
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	
(5) 未認識数理計算上の差異	
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	
(7) 貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) + (6)	123,920
(8) 前払年金費用	
(9) 退職給付引当金(7) - (8)	123,920

## 3．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

退職給付費用	19,226
(1)勤務費用	19,226
(2)利息費用	
(3)期待運用収益(減算)	
(4)会計処理基準変更時差異の費用処理額	
(5)数理計算上の差異の費用処理額	
(6)過去勤務債務の費用処理額	
上記(2)から(6)については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。	

## 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)割引率	
(2)期待運用収益率	
(3)退職給付見込額の期間配分方法	
(4)過去勤務債務の額の処理年数	
(5)会計基準変更時差異の処理年数	
(6)数理計算上の差異の処理年数	
上記(1)から(6)については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。	

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

退職給付引当金の期首残高	123,920
退職給付費用	19,558
退職給付の支払額	21,173
退職給付引当金の期末残高	122,305

### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

非積立型制度の退職給付債務	122,305
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122,305
退職給付引当金	122,305
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122,305

### (3) 退職給付費用（単位：千円）

簡便法で計算した退職給付費用	19,558
----------------	--------

( 税効果会計関係 )

( 単位：千円 )

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額	ソフトウェア償却超過額
21,117	19,234
敷金償却否認	敷金償却否認
1,187	1,758
会員権評価損否認	会員権評価損否認
3,016	3,016
賞与引当金	賞与引当金
46,996	45,190
役員退任慰労引当金	役員退任慰労引当金
14,505	13,400
退職給付引当金	退職給付引当金
44,435	43,589
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
3,038	4,360
未払事業税	未払事業税
18,470	26,121
その他	その他
8,460	7,961
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
161,229	164,634
評価性引当額	評価性引当額
19,349	17,351
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
141,879	147,282
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
23,709	31,829
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
23,709	31,829
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
118,169	115,453
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
( % )	
法定実効税率	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
38.01	
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	
1.23	
住民税均等割	
0.55	
評価性引当額の増加額	
1.46	
その他	
0.97	
税効果適用後の法人税等の負担率	
42.21	
	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6,054千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## （資産除去債務関係）

前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。</p>

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
2,581,135	564,283	128,217	3,273,636

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	754,920	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	681,708	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	469,947	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	その他	合計
3,743,361	783,275	36,321	4,562,958

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,082,852	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	862,207	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	508,938	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．関連当事者との取引

## （1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	支払利息 (*1)	6,083	短期借入 金	-

## （2）兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社と 同一の 親会社 をもつ 会社	農中信託 銀行(株)	東京都 千代田区	20,000	金融業	-	当社投資信託に 係る受託業務、 投資信託の運用 助言等 役員の兼任	第三者割当 増資(*2)	3,000,000	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（\*1）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

（\*2）1株につき200千円で、15,000株の第三者割当増資を実施したものであります。

## 2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （1）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

## （2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

### (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	支払利息 (* )	9,143	短期借入 金	-

### (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社と 同一の 親会社 をもつ 会社	農中信託 銀行㈱	東京都 千代田区	20,000	金融業	-	当社投資信託に 係る受託業務、 投資信託の運用 助言等 役員の兼任	投資助言報 酬の支払	416,505	未払手数 料	45,115

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\* ) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## （ 1 株当たり情報 ）

	前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	199,582円72銭	216,411円15銭
1株当たり当期純利益金額	6,230円52銭	16,992円89銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
当期純利益金額（千円）	240,752	670,527
普通株主に帰属しない金額（千円）	1,500	18,000
（うちA種種類株式配当額(千円)）	(1,500)	(18,000)
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	239,252	652,527
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	38,400

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	10,665,476	11,328,188
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	3,001,500	3,018,000
（うちA種種類株式払込金額(千円)）	(3,000,000)	(3,000,000)
（うちA種種類株式配当額(千円)）	(1,500)	(18,000)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	7,663,976	8,310,188
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	38,400	38,400

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

- ・平成26年3月26日付で、A種種類株式の配当上限を撤廃するため、定款の一部変更を行いました。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託者

名称

農中信託銀行株式会社

資本金の額（平成26年3月末日現在）

20,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額（平成26年3月末日現在）

51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成26年3月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	3,425,909百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余剰資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託者（農中信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社））

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

(2) 販売会社（農林中央金庫<sup>(注)</sup>）

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

(注) 農林中央金庫は、原則として、販売会社としての業務は行っておりません。

### 3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

農中信託銀行株式会社は委託者が発行する議決権を有しないA種種類株式を保有しており、持株比率は28.09%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

（注）委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

## 第3【参考情報】

当特定期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
臨時報告書	平成25年12月27日	関東財務局
有価証券報告書	平成26年1月23日	
有価証券届出書	平成26年1月23日	
臨時報告書	平成26年3月31日	

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村	真敏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	礎樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデ-タは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月4日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM J-REITインデックスファンド（毎月分配型）の平成25年10月24日から平成26年4月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NZAM J-REITインデックスファンド（毎月分配型）の平成26年4月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。